

平成23年度 芦屋市社会教育関係団体登録申請団体一覧（12月申請分）

No.	分類	登録No.	創立年月	代表者名	会員数（人）	会費	入会金	経理機構	会則	活動内容
団体名				住 所	市内	市外	(円)	(円)	施行年月日	会の目的
1	教養・学習		H18.10	辻本 久夫	15	4	1,000円／年 (一般会員) 2,000円／年 (学習会員)	0	あり	主に外国人に対する日本語学習支援・教科学習支援として、子ども学習会や夏休み・冬休み教室などを開催し、また「おとな・こどもの日本語・母国語スピーチ大会」等を主催するなどの活動を行い、学習者と支援者の親睦・交流等を通して文化の発展に寄与する。
2	教養・学習		H18.10	斎藤 傑	17	2	なし	0	なし	パソコンスキルの習得や会員相互の研修などの学習会
			trio club (トリオ クラブ)	市内					平成23年1月1日	パソコンスキルの習得、シニア会員には認知症予防などパソコンを通じての地域社会の活性化や地域交流を促進し、豊かな人生を送り世界に友好の輪を広げていくことを目的とする。

## 平成23年度 芦屋市社会教育関係団体登録数(案)

平成23年12月申請団体の登録期間：平成24年3月1日～平成24年8月31日

区分	分類	平成21年9月1日現在	平成22年3月1日認定数	平成22年9月1日認定数	登録削除団体数 (平成23年3月31日 現在)	平成23年9月1日認定数	平成23年12月申請数	計
1	P T A	2	0	0	0	0	0	2
2	青 少 年	18	2	0	1	0	0	19
3	ス ポ ー ツ	125	9	1	2	0	0	133
4	芸 術	34	1	1	1	0	0	35
5	芸 能 ・ 音 楽	51	0	1	1	2	0	53
6	教 養 ・ 学 習	71	5	3	8	1	2	74
7	女 性	4	0	0	0	0	0	4
8	コ ミ ス ク	13	0	0	0	0	0	13
9	そ の 他	33	0	0	1	0	0	32
合 計		351	17	6	14	3	2	365
総 団 体 数		351	368	374	360	363	365	

平成23年度 芦屋市社会教育関係団体登録申請団体 要協議一覧

要協議		団体名	要協議の項目	理由
1	教養 ・ 学習	trio club(トリオ クラブ)	登録の要件3(1)及び(8) 要件3(1)…過去1年以上の実績があり、継続的かつ計画的に活動を行い、事業の成果が地域に還元されることが期待できること。 要件3(8)…活動のための自己財源及び団体独自の経理機構を有すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団体自体の創立日は平成18年10月ですが、会則の施行日が平成23年1月1日となっています。要件3(1)の過去1年以上の実績というのは、団体の会則にのっとった継続的かつ安定的な運営を前提と考えますので、過去1年以上の活動実績があると判断できるのかという点について疑義があります。</li> <li>・活動自体は各会員のボランティア活動をベースに行っており、必要な消耗品等は各自持参する形態をとられていますので、会費等は徴収しておらず収支決算なしのため経理機構は有していません。よって自己財源・経理機構を有さない運営が前提となり、安定的かつ継続性のある団体運営が今後も期待できるのかという点について疑義があります。</li> </ul>

悩みや疑問をテーマに自分たちで解決するパソコン・ネットクラブ

クラブ・トリオ 兵庫県

6 無主義の独自性を活か

したパソコンクラブ

パソコン・トリオ・コンピュ

ーターを略してパソコン

と呼ばれ、ノート型を持

ち歩き、公共交通機関の車内でも忙しそうにキーボードを叩いている姿を見かけることがあります。

パソコンは、ビジネスの現場から個人的趣味の現場まで領域も広く、多目的に活用されています。

それは、パソコンがあらゆるユーチューブのニーズを取り入れ、多機能性に優れた製品が開発されるからでしょう。携帯電話もパソコンと同じ多機能性に優れており、コミュニケーションの手段としてこれから日常生活でも欠かせない存在です。

多機能性に優れているのが故に、一通りの操作方法を習熟する目的のパソコン講座を修了したほとんどの受講生が、パソコンを使う現場で、あれやこれやと疑問の壁にぶつ

かるのです。「類は友を呼ぶ」ではないですが、「悩みは友を呼ぶ」

で、地域でパソコン活用に悩み、疑問や質問を抱く高齢者が自主的に集い、率直に悩みを打ち明け、疑問を投げかけ、質問に答えるクラブを立ち上げようとの気運が高まりました。

2006(平成18)年10月、市内の中層住宅街にある緑集会所を拠点にクラブが結成され、会場名から『緑パソコンクラブ』と命名されました。

入会金無料、クラブ会費無料、出欠席無届け、カリキュラム無し、講師給支給無し、毎週水曜日午後1時30分から閉館まで制限時間無し(中抜け自由)と、6無主義の独自性を活かして、パソコン持ち込みで、自主的に学びたい疑問を持ち寄り、疑問をテーマとし、学ぼうとする同志の集うクラブです。会員資格は、団地居住者とその友人、及びボランティア講師となっています。『その友人』が、その後、会員の輪を広めることになります。

運営方式、目的、会員資格が共感を呼びクラブ・トリオ結成

2009(平成21)年

4月、兵庫県民交流事業による集会場でのパソコン講座終了者が緑パソコンクラブの運営方式に習

い、西蔵地区に『西蔵サクセス』クラブを設立しました。

目的には、パソコンを通しての交流、パソコンスキルの習得とシニア会員には認知症予防と掲げられています。クラブの特徴は、自助努力と相互扶助の精神を大切にし、市民交流、国際交流、語学、古典、音楽、映像、ショッピング、ネット・キャッシング、ツアーリー予約、オンライン会議などパソコンを駆使して、生活を楽しもうとしています。

ついで、2010(平成22)年10月、潮見地区に『芦屋国際パソコンクラブ』が設立されました。設立趣旨には、「国内外と世界に友好の輪を広げ、相互理解による世界平和をインターネットの活用と合わせて行うことを中心とする」と掲げています。そして、会員資格

には、世代間交流と国際交流を重視し、会員資格枠を異世代と外国籍にまで広げています。毎週土曜日午後1時30分より開催されています。

市内に3か所のクラブを総称して『クラブ・トリオ』と呼ばれています。会員はどのクラブの例会に出席するのも自由です。会員の輪が広まり、オーストラリアのシニアグループとの意見交換をしています。これから課題として、市内に止まらず、国内外シニアのパソコンスキルの普及と、ネットワークを利用することができ、豊かな人生を送り、世界に友好の輪を広げてゆくことです。第4番目のクラブの誕生も遠くはないでしょう。

## 社会教育活動報告書

社会教育関係団体は、組織及び活動に参加を希望する方が新たに加わることができるように広く入会の機会を設けたり、日頃の活動の成果を地域に還元する機会を設けるなど地域に開かれた活動が求められます。活動のなかで、上記に該当するような活動を下記に記載してください。

<input checked="" type="checkbox"/>	団体名 トリオ・クラブ（無料のパソコンクラブ）
活動月日	通年毎週土曜日（芦屋国際PC）月2回サクセス
活動内容	パソコンを通じての地域交流の輪と市内および全国のシニアへのITスキルの普及とそれを利しての知性豊かな人生、そしてネットでの国際交流と平和。クラブでは自己研鑽と相互扶助が基本。地域貢献としては、自治会のドキュメント作成、公園整備奉仕のウェブサイト作成など。
活動月日	
名称	
活動内容	

(様式第5号)

## 社会教育活動報告書

団体名	こくさいひろば芦屋
活動月日	2010年9月26日(日)・10月3日(日) 12:30~14:30 (上記は2010年度実施分、毎年、9月~11月に2日間実施)
名称	日本語を教えるための研修会
場所	芦屋浜地区センター会議室他
活動内容	近年、私たちの地域や学校・幼稚園・保育所などには、仕事や結婚などで外国から来たおとなや子どもが増えています。学校等では子どもたちに勉強がわかるように先生たちが奮闘し、一方地域ではボランティアとして日本語学習の応援する人が増えています。プロの日本語講師の指導で教え方などを共に勉強する研修会です。この事業は、政府の「生活者としての外国人市民」支援施策の一環として、兵庫県国際交流協会との協同事業として実施しています。関心のある人なら誰でも参加できます。(参加費無料)
活動月日	2011年3月13日(日) 11:00~14:00
名称	おとな・子どもの日本語・母国語スピーチ大会 in 芦屋 2011
活動内容	テーマは自由とし、発表時間は1人3分以内。応募資格は子ども(10歳~18歳高校生)とおとな(概ね、日本語検定3級以下の人)とした。応募は申込書に必要事項を記入して申し込む。審査員には近隣小中学校長、芦屋市・兵庫県国際交流協会等8人程度に依頼。表彰は最優秀賞1人、優秀賞1人、奨励賞2人、特別賞1人、参加賞全員。審査基準は①自分の視点・考え方方が述べられているか②日本語(母語)の表現や話し方がよいか③スピーチの姿勢などほかとした。応募者は、おとな5人(ブラジル国籍1、ペルー国籍2、フィリピン国籍1、パキスタン国籍1)、子どもは14人(ブラジル1、ペルー4、アメリカ1、ヴェネズエラ1、シンガポール1、中国6)。子どもの校種は高校生6人、中学生3人、小学生5人。母語でスピーチした子どもは3人(スペイン語と英語)。開催目的の在住する外国人のおとなと子どもが日本語学習をする励みを与えることと、在日期間が3年以上の子どもには母国語を忘れないでスピーチできる言語維持を称賛することにも成功した。副賞には、兵庫県国際交流協会、兵庫県子ども多文化共生センター、芦屋市国際交流協会より提供を受けたが、企業等からの提供はなかった。審査員は近隣の学校長と兵庫県・芦屋市国際交流協会他が引き受けてくださり、よい感想をいただき、大成功であった。神戸新聞にも紹介された。(出場・傍聴無料)

## 芦屋市社会教育関係団体の登録に関する規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、社会教育法（昭和24年法律207号）第10条に規定する社会教育関係団体（以下「団体」という。）の登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (登録の目的)

第2条 この登録は、社会教育活動を活発にするための援助及び資料収集を目的として行う。

### (登録の要件)

第3条 登録に必要な要件は、次のとおりとする。

- (1) 公の支配に属さない団体で、社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とする団体であること。
- (2) 営利を目的とした事業又はそれに類した行為を行わない団体であること。
- (3) 特定の政党の利害に関する政治活動を行わない団体であること。
- (4) 公の選挙に関し、特定の候補者を支持し、又はこれに反する等の政治活動を行わない団体であること。
- (5) 特定の宗教を支持し、教派、宗派又は教団を支援する宗教活動を行わない団体であること。
- (6) 団体活動が、組織的かつ計画的に過去1年以上継続しており、将来も継続できる団体であること。ただし、その団体が、主として既登録団体によって構成される団体である場合は、この限りでない。
- (7) 組織及び活動に参加を希望するものが新たに加わることのできる団体であること。
- (8) 団体の構成員が、主として芦屋市民であり、市域を活動の拠点としている団体であること。

### (登録の申請)

第4条 登録を申請しようとする団体は、登録を受け付ける年（以下「基準年」という。）に、申請書を芦屋市教育委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。ただし、委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、基準年以外に申請することができる。

2 基準年は、3年ごととする。

3 登録の申請期間は、次の各号に掲げる期間とする。

- (1) 6月15日から6月末日まで
- (2) 12月10日から12月25日まで

### (登録の承認)

第5条 登録の承認は、法令等の定めるところにより、委員会が行い、団体に承認書を交付する。

### (登録の期間)

第6条 登録の承認開始日は、次のとおりとする。

- (1) 第4条第3項第1号の期間に申請した場合は、申請した年の9月1日とする。
- (2) 第4条第3項第2号の期間に申請した場合は、申請した翌年の3月1日とする。

2 登録の有効期間は、次の基準年の8月31日までとする。

### (登録団体の義務)

第7条 登録団体は、申請の内容に異動があつたときは、直ちにその旨を委員会に届け出なければならない。

2 登録団体は、法令、規則等を遵守しなければならない。

(注意等と登録の取消し)

第8条 委員会は、団体の活動が、法令、規則等に反しているとき、又は申請の内容と異なるときは、団体又はその責任者に注意等をすることができる。

2 委員会は、団体が前項の注意等に従わないときは、その団体の登録を取り消すことができる。

3 委員会は、登録を取り消したときは、その旨団体に通知しなければならない。

(雑則)

第9条 この規則の施行に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(登録の申請期間に係る経過措置)

2 この規則による改正後の芦屋市社会教育関係団体の登録に関する規則（以下「新規則」という。）の第4条の規定にかかわらず、平成12年6月における登録の申請期間は、5月1日から5月15日までとする。

(有効期間の経過措置)

3 改正後の新規則第5条の規定にかかわらず、平成12年6月における申請の有効期間は、平成12年7月1日から平成15年8月31日までとする。

# 芦屋市社会教育関係団体登録申請要領

## 1. 芦屋市社会教育関係団体の登録制度

### (1) 登録制度の目的

この登録は、芦屋市における社会教育活動を活発にするため、活動の支援や社会教育関係団体相互の情報交換を支援することを目的とします。

### (2) 社会教育関係団体とは

芦屋市内には、学習会やスポーツチーム・クラブ、ボランティアサークルなど、さまざまな団体が自主的に活動しています。

学習・文化・スポーツなどの活動を通して、自己実現を図ったり、豊かな人間関係・地域関係を生み出す社会教育活動は、潤いと輝きのある地域文化・スポーツのまちづくりにつながる市民活動といえます。

このような、社会教育活動（社会教育に関する事業）を行うことを主な目的とし、教育委員会に登録をした団体を「社会教育関係団体」といいます。

\*団体には会、サークル、グループ、クラブなどの呼び名も含まれます。

### (3) 社会教育活動とは

社会教育活動（社会教育に関する事業）とは、技術の習得や教養を高めたり、生活を充実させたり、地域をより良くするために行われる学習・文化・スポーツ等の活動のことです。これらの活動は、団体の会員同士だけで行われるものではなく、会員以外の人も対象に広く公開されるものです。

広く入会の機会を設けたり、日頃の活動の成果を地域に還元する機会を設けるなど地域に開かれた運営が求められ、これによって地域の絆が強まり、地域が活性化することが期待されます。

#### 【活動例】

- 学習活動（話し合い、ワークショップ、講演、講習、研修など）
- 体育・レクリエーション活動（各種スポーツ、野外活動など）
- 文化・芸術・芸能活動（料理、園芸、手芸、写真、演劇、音楽、絵画など）
- ボランティア活動（子ども・高齢者に関わるボランティア、まちづくりのボランティアなど）

### (4) このような団体は社会教育関係団体ではありません

会員によって自主的に運営されているのが社会教育関係団体であり、塾や町の各種教室のように講師（先生）が中心になって月謝をとり活動をしている団

体は、社会教育関係団体ではありません。

また、会員相互の親睦や交流のみが目的となっている団体も社会教育関係団体ではありません。

〈例〉

社会教育関係団体	私塾・文化教室
講師は全員の総意で決めます。	講師中心で縦の人間関係となります。
経理は会員の互選により係の者が行い、会費の経理内容は監査を受けて会員全員に公開します。	個人が直接、経営者もしくは講師に月謝を支払います。経理内容は通常公開しません。
会員の総意で民主的に運営します。	私塾・文化教室の経営者もしくは講師自らが運営します。

これらを含め、次の「2. 登録の要件」を満たす団体が社会教育関係団体です。

## 2. 登録の要件

- 1 公（国又は地方公共団体）の支配に属さない団体であること。
- 2 社会教育に関する事業を行うことを主たる目的として、自主的かつ主体的に活動を行い、次の行為を行わない団体であること。
  - (1) 営利を目的とした事業又は営利事業を援助する行為
  - (2) 特定の政党の利害に関する行為
  - (3) 公の選挙に関し特定の候補者を支持し、又はこれに反対する等の政治的行為
  - (4) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派、若しくは教団を支援する行為
- 3 団体の組織及び運営に関し、次の要件を備えていること。
  - (1) 過去1年以上の実績があり、継続的かつ計画的に活動を行い、事業の成果が地域社会に還元されることが期待できる活動であること。
  - (2) 組織及び活動に参加を希望する者が新たに加わることができること。
  - (3) 団体の構成人員が10人以上で、市内在住、在勤、在学の者が6割以上であること。
  - (4) 団体の主たる活動の場及び活動の本拠として事務所を芦屋市内に有すること。
  - (5) 原則として団体の代表者が芦屋市内に在住、在勤又は在学していること。
  - (6) 団体の組織及び活動のための会則（あるいは規約）を有すること。
  - (7) 団体の代表者及び役員が、その団体の活動に起因する対価を得ることがないこと。
  - (8) 活動のための自己財源及び団体独自の経理機構を有すること。

### 3. 支援内容

- ・社会教育に関する活動を行う場合、芦屋市内の決められた社会教育施設及び集会所の使用料が減免されます。
- ・団体の主催するイベント情報について、広報誌（市民のひろば欄）への掲載依頼ができます。
- ・市内の広報掲示板の使用許可を受けることができます。

### 4. 届出・登録方法

#### (1) 必要な書類

1. 芦屋市社会教育関係団体登録申請書（様式第1号）
2. 事業報告書・収支決算書（様式第2号）
3. 事業計画書・収支予算書（様式第3号）
4. 会員名簿（様式第4号）
5. 社会教育活動報告書（様式第5号）
6. 会則（団体で使用のもの）
7. 芦屋市ホームページ団体掲載用原稿

#### (2) 申請受付期間及び受け付け場所

##### 1. 申請期間

- ① 6月15日～6月末日
- ② 12月10日～12月25日

※①、②ともに土日祝を除く9時～17時（昼休み12時～12時45分）

##### 2. 受付場所

芦屋市教育委員会 生涯学習課（市役所北館4階）

#### (3) 承認証の交付

登録申請に基づいて承認した団体には、「芦屋市社会教育関係団体登録承認書」を交付します。

#### (4) 芦屋市社会教育関係団体登録承認書の有効期限

1. 申請期間①は、申請した年の9月1日から平成24年8月31日まで
2. 申請期間②は、申請した翌年の3月1日から平成24年8月31日まで

#### (5) その他

登録された団体については、登録要件である団体の構成人数及び、市内在住、在勤、在学者の確認をするため、毎年4月1日現在の会員名簿を6月1日～6

月末日までに提出して下さい。

## 5 個人情報の取扱いについて

芦屋市個人情報保護条例に基づき、芦屋市社会教育関係団体登録申請書に記載されている個人情報については、資格審査、活動に参加を希望する市民からのお問い合わせによる団体紹介以外には利用しません。

また、芦屋市ホームページ団体掲載用原稿に記載された個人情報は本人の同意を得たうえで、ホームページ上で公開することにします。

※ 申請内容に変更があった場合は、すみやかに届出が必要となりますので、下記の手続きをしてください。なお、登録の要件に該当しなくなった場合は、登録を取消させていただく場合があります。

- ①変更…団体名、団体所在地、代表者及び連絡員の変更、会則（規約）の改正があった場合は、「芦屋市社会教育関係団体登録承認書」を添えて届け出してください。
- ②解散…団体が解散した場合は、「芦屋市社会教育関係団体登録承認書」を添えて届け出してください。
- ③「芦屋市社会教育関係団体登録承認書」再発行…紛失・破損した場合は、申請により再発行します。

### ◆申請書のダウンロード

社会教育関係団体の申請書類は芦屋市のホームページからダウンロードできます。

(トップページ→学び・楽しむ→教育→社会教育→社会教育関係団体の登録制度)

### 問合せ先

芦屋市教育委員会生涯学習課生涯学習担当

(〒659-8501 芦屋市精道町7-6 芦屋市役所北館4階)

(TEL) 0797-38-2091 (Fax) 0797-38-2072